

1 いじめとは？・・・「いじめの定義」

「いじめ」とは・・・いじめ防止対策推進法第2条

当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

重要 いじめられた本人が「いじめ」と感じたら、その時点で「いじめ」です。

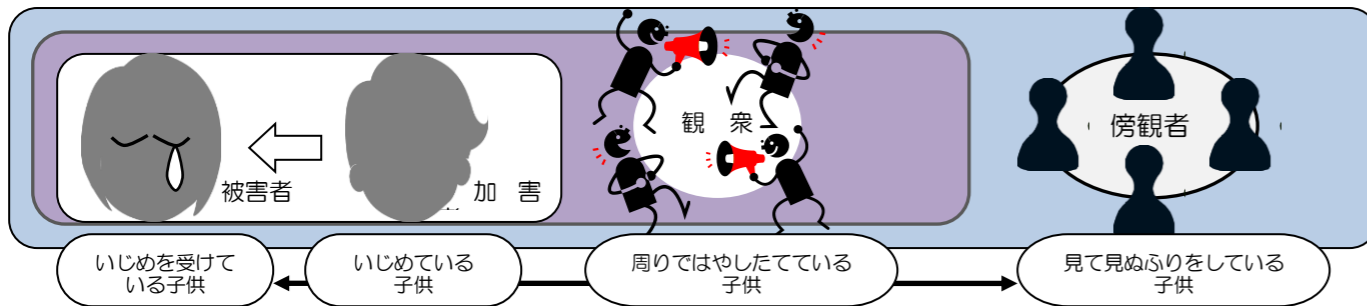
□押さえておきたいポイント

- (1) 「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものです。
- (2) 「いじめ」としての自覚がない「加害者」の意識もあります。
- (3) 「いじめ」には、「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではありませんが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものもあります。



2 いじめの構造

いじめは、単に「いじめを受けている子供（被害者）」と「いじめている子供（加害者）」との関係だけでとらえてはいけません。



観衆や傍観者の立場にいる子供も、「いじめ」をやめさせようとしないうちに、「いじめ」を助長していることとなります。学校では、「被害者」と「加害者」だけではなく、観衆や傍観者も含めた「いじめ根絶」のための指導していくこととなります。

3 いじめの実態・・・どのような「いじめ」を受けているか

- いじられる。(子供たちの言葉)
- 冷やかしかからかい、悪口や人権上配慮のないあだ名を付けられる。
- 仲間外れにされる。集団から「しかと」(無視)される。
- 用事や芸能ショー的な行動(恥ずかしいこと、危険なこと)を強要される。
- 故意に当たってきたり、冗談だと告げながらたたいたりする。
- ひどく強くぶつかってきたり、たたかれたり、けられたりする。
- 私物を隠されたり、盗まれたり、落書きされたり、壊されたりする。
- 金品をたかられる。
- LINE等のSNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- LINE等のSNSで、恥ずかしい写真などを回したり、恐喝したりする。
- その他



4 家庭におけるいじめ発見のポイント

いじめの早期発見・早期対応のためには、子供の変化に気付くことが重要です。

1 表情・身体・服装

- 体に原因不明の傷などがある。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- わざとはしゃいだり、ぼんやりとしたりすることが多い。

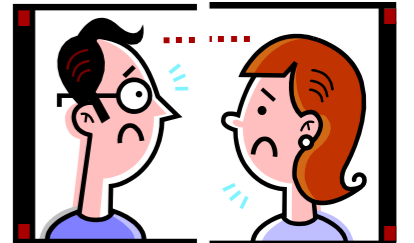


2 持ち物・金銭

- カバンや筆箱等の持ち物が隠されたり、なくされたりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりする。

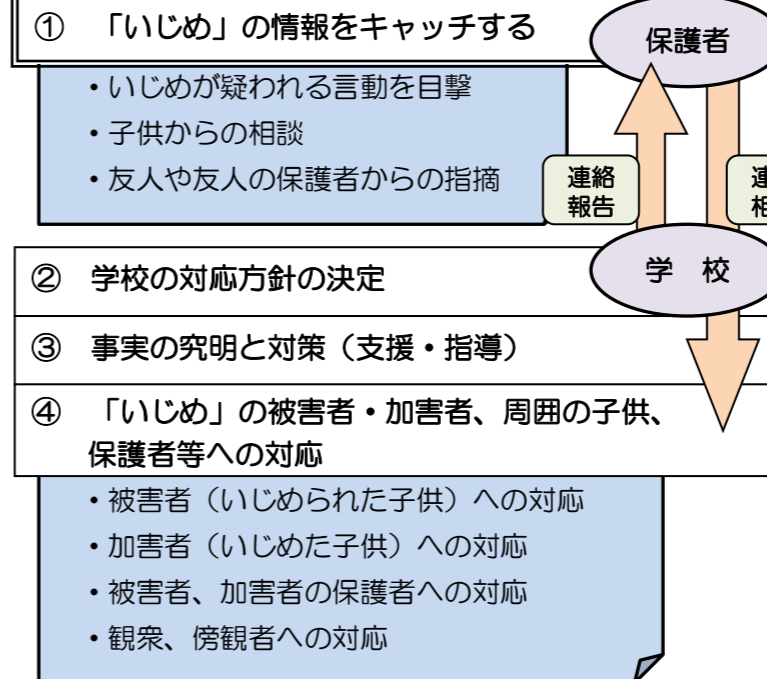
3 言葉・行動

- 視線をそらし、合わそうとしない。
- イライラして反抗的になったり、急に口数がなくなったりする。
- 登校時刻になると、体調の不調を訴え、登校を渋る。
- 毎日、保健室に行きたがる。
- いつも人の嫌がる仕事をさせられている。
- 学校を早退したり、帰宅時間が早くなったり、遅くなったりする。
- 付き合う友達が変わったり、友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙が来たりする。



5 「いじめ」の発見から解決まで

発見から指導・組織的な対応への展開・・・家庭と学校の連携を強化していくことが、とても重要です。



「いじめを受けている生徒を守る」という視点で解決を考えま

・学校に相談すると「いじめ」が深刻化するのでは？
 ・相談しても何の解決法もないのでは？
 ・うちの子も悪いところがあるから仕方ないのでは？
 ・ぐずぐず考えてもしょうがない。

家庭内で悩ま

・学校で様子がおかしければ、保護者の方にご連絡します。

・秘密を厳守します。保護者の方と相談しながら解決をしていきます。

談ください！

6 家庭において大切にしたいこと

健康的な生活習慣や社会のルールなどを身に付けることは、家庭教育の基本です。家庭の中で、子供が安心感と信頼感を得ることで思いやりの心を育むことができます。そのために、家族が互いに認め合い、尊重し合える環境をつくり上げていくことが大切です。

【家庭で大切にしたい取組】

- 子供と会話をする機会をつくりましょう。
- 子供の思いを受け止めながら、最後まで聴きましょう。
- 子供と一緒に活動する時間をつくりましょう。
 - ※子供とふれ合う場面を多くし、会話の中から子供の思いや悩みをつかむように心がけましょう。
 - ※子供の多様な能力や長所を細かく見て、子供に自信をもたせましょう。
 - ※子供が読書や勉強をしている時は、保護者も読書をするなど、同じような活動をしましょう。
- 「挨拶」などの基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- 役割をまかせたり、守るべき約束ごとをつくったりしましょう。
 - ※小・中学生の年代は、まだ自分で生活リズムを管理する能力が十分ではありません。保護者が、生活のリズムをつくれるよう支援しましょう。
 - ※特に、携帯電話やスマートフォンにかかわるルールづくりは必須です。
- 家庭をホッとできる場所にしましょう。
 - ※子供の変化にいたずらに動揺したり、押さえつけたりせず、子供の行動の裏側にある気持ちをくみ取って、しっかり見守ることが大切です。



～学校と家庭が協力して児童の成長を支えましょう！～

7 学校(西落合小学校)に相談してください

- お父さんの変化に気付いたときは、学校にご相談ください。学校では、担任、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応し、組織的かつ迅速に対応します。
- 学校はしっかりと受け止めますので、遠慮なく相談してください。担任に限らず、相談しやすい教職員で構いません。

学校電話番号 042 (374) 0574

スクールカウンセラー勤務日…毎週火曜日
カウンセラー名

【学校に相談しづらいと感じているときは】

- | | |
|--|---|
| ■多摩市教育相談室
毎週月曜日から土曜日（祝日は除く） | 電話 042 (372) 1030
時間 10:00 から 17:00 まで |
| ■文部科学省 24 時間子供 SOS ダイアル | 電話 0120 (0) 78310 |
| ■東京都いじめ相談ホットライン
24 時間対応 | 電話 0120 (53) 8288 |
| ■東京都教育相談センター
毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）
土日祝日（閉庁日・年末年始を除く） | 電話 03 (3360) 8008
時間 9:00 から 21:00 まで
時間 9:00 から 17:00 まで |



多摩市立西落合小学校「いじめ防止等のための基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日策定
令和 5 年 4 月 1 日改訂

【いじめ問題に関する本校の基本的な考え方】

- ・すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

【具体的な内容】

■いじめの未然防止

- ・生命尊重の精神と人権感覚を育むために毎年 1 2 月に「西落合小人権週間」を実施する。
- ・異学年交流活動を毎学期実施することで、他学年を思いやる心の育成を図る。
- ・セーフティ教室を通して、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、児童への情報モラルの指導を徹底する。

■いじめの早期発見

- ・「いじめアンケート」を年に 3 回実施し、その結果をいじめ防止対策委員会や職員会議において情報交換し、連携した対応に努める。
- ・全職員が子供たちの変化を把握するため、看護当番を中心に休み時間等で定期的に校内巡視を行う。

■いじめへの対応

- ・把握したいじめについて、月 1 回、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- ・いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、下校後の様子を確認するなど児童の安全確保を行う。

令和5年5月

多摩市立西落合小学校 保健生活部